

アイ・ケイ・ケイ株式会社  
代表取締役 金子 和斗志 様

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡  
理事長 朝見 行  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号ヒューリック博多ビル  
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 弁護士 吉原 洋  
TEL 092-771-7431 / FAX 092-715-5141



## 結婚式・披露宴契約約款，婚礼衣装の製作及び売買に関する約款に関する申入れ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構において、貴社の規約等を検討した結果、それらの内容の一部が消費者契約法に抵触するか又はその趣旨に照らして不相当と判断いたしましたので、当機構は、貴社に対し、下記のとおり申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2012年10月12日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降の全ての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたします。また、本申入れは、その対象としている事項以外の点について正当であること承認する趣旨ではありませんので、その点も含めてご承知おきください。

敬具

### 記

#### 第1 申入れの趣旨

##### 1 解約料金について

解約料金を定めた結婚式・披露宴契約約款第8条のうち、契約成立後、結婚式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、90日目にあたる日以前に解約する場合につき、申込金全額である10万円の負担を定めていることに関し、その対象期間や負担金額に配慮して内容を改めることを求めます。

##### 2 婚礼衣装の製作及び売買に関する申込金について

申込金の負担を定めた婚礼衣装の製作及び売買に関する約款第4条1項②について、貴社所定の申込金を明示するよう求めます。

#### 第2 申入れの理由

##### 1 解約料金について

#### (1) 解約料金を定めた条項の法的性格について

解約料金は、結婚式・披露宴の契約を解除する際に要する費用と考えられます。

結婚式・披露宴契約は、消費者である利用者と事業者である貴社との間で締結される消費者契約(消費者契約法2条3項)に該当しますが、前記の解約料金を定めた条項は、消費者契約の解除に伴う違約金等を定める条項です。この条項は、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、同種の消費者契約の解除に伴い、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える部分については無効となるというべきです(消費者契約法9条1号)。

#### (2) 前記申入れにかかる条項の対象範囲が広範に過ぎ、負担も過大に過ぎること

本件申入れにかかる条項は、結婚式・披露宴契約日から披露宴前日の90日前までの解約を対象とするものですが、当該条項は、結婚式・披露宴契約成立日がいづれであるかにかかわらず、契約成立日から結婚式・披露宴前日の90日前までの解約を対象としており、仮に解約日が披露宴の1年以上前であった場合にも、利用者は、申込金全額の返還を受けられないこととなります。

また、当該条項が設けられたのは、事務費用にかかる損害賠償に充てることを目的とするものと思われませんが、事務費用は主として勧誘時の費用で、勧誘費用は事業者の日常経費として計上されるもので個別契約の損害ではありません(大阪地裁平成14年7月19日付判決、金融商事判例1162号32頁)。したがって、当該費用の補填に充てるために個別契約の中で違約金条項を設けることも正当とは考えられませんし、その金額も10万円と多額であって、事務費用の範疇を超えるものと言わざるを得ないものです。

#### (3) 社団法人日本ブライダル事業振興協会の基準

この点、業界団体である社団法人日本ブライダル事業振興協会においては、365日以前の解約の場合に、申込金の25%又は3万円のいずれか低い額を解約料金としており、業界水準と比較しても、結婚式・披露宴契約成立日から結婚式・披露宴前日の90日前までと対象範囲が広範なままで申込金10万円全額を没収する内容の規定は、平均的損害をはるかに超える高額契約であると思われまます。

#### (4) 小括

以上のとおり、結婚式・披露宴契約約款第8条のうち、契約成立後、結婚式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、90日目にあたる日以前に解約する場合に申込金全額である10万円の負担を定めていることは、時期の区分の点、金額が多額に過ぎる点で、平均的損害を超えており、消費者契約法9条1号により、解約料の少なくとも一部が無効になるものと言わべきですので、その改定を求めるものです。

### 2 婚礼衣装の製作及び売買に関する申込金について

申込金の負担を定めた婚礼衣装の製作及び売買に関する約款第4条1項②において、申込金の負担を定めていますが、貴社所定の申込金の額が申込書及び約款に明示されていないので、貴社所定の申込金を明示するよう求めます。

### 3 総括

以上の理由により、申入れの趣旨 1, 2 に記載の申入れを行うものです。

以上

(ご参考)

#### ご結婚披露宴契約約款

##### 第 8 条 2 項

お客様が解約された場合、当社はお客様から下記の解約料金をいただきます。

- ①契約成立後、結婚式・披露宴の前日から起算してさかのぼって、90 日目にあたる日以前に解約する場合  
申込金の全額。

#### 婚礼衣装の製作及び売買に関する約款

##### 第 4 条 1 項

- ②お客様等において、当社所定の申込金を当社にお支払い下さい。